

市民窓口の利用を予定している皆さんへ

▶問い合わせ 市民サービスグループ (☎051855)

4月は、転入・転出の届け出や各種証明書の申請などにより、市民窓口が大変混み合います。密を避けるため、交付のみの場合は、コンビニ交付サービスなどの活用を検討ください。



**令和3年度
固定資産税に係る土地・
家屋価格等縦覧帳簿の縦覧**

固定資産税の課税対象となる土地や家屋の評価額が、ほかの土地や家屋と比較して適正であるかを確認していただくための『土地・家屋価格等縦覧帳簿』の縦覧ができます。

期間 4月1日(木)～5月31日(月)

場所 税務グループ

対象 固定資産税の納税者 ※本人や法人の代表者以外の方が縦覧するときは、委任状が

☎ コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機で住民票などの各種証明書の交付を受けることができます。

🕒 毎週木曜日は、窓口が19時まで

場所 市役所1階1番窓口

取扱業務 戸籍、住民票、住民異動届、印鑑登録証明書など

※業務によって、対応できない場合があります。

☎ 電話予約で土曜日に受取可能

予約受付日時 毎週金曜日9時～17時

受取日時 予約した翌土曜日9時～12時

受取場所 市役所1階宿直室

対応証明書 住民票の写し(本人・同一世帯のみ)、印鑑登録証明書(本人のみ)

らくらく窓口証明書 交付サービス 始めました

窓口を設置した端末にマイナンバーカードをかざし、タッチパネルを操作することで、申請書の記入や本人確認書類の提示の必要なく、証明書などを取得できます。

▶利用できる方 市内在住の15歳以上の方で、マイナンバーカードをお持ちの方

必要です。

※縦覧には、本人確認書類(運転免許証や納税通知書など)が必要です。

※縦覧期間中は、自己資産の固定資産課税台帳も無料で閲覧できます。

問 税務G (☎051155)

春の全道火災予防運動 その火事を 防ぐあなたに 金メダル

4月20日(火)から30日(金)までの間、『春の全道火災予防運動』として、消防車の巡回などを実施します。空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節です。自分や家族の生命や財産を守るため、早期に住宅用火災警報器を設置し、定期的に本体の清掃や動作確認、交換を行きましょう。

問 消防本部総務G (☎059611)

遺跡の保護にご協力を

文化財保護法により保護されている遺跡は、市内に34カ所確認されています。

遺跡またはその周辺で土木工事、住宅建設をする場合は事前協議が必要となりますので、工事予定地が、遺跡やその周辺かどうかは、問い合わせください。

問 社会教育G (☎051129)

市税などの納付について 相談を受け付けています

新型コロナウイルス感染症の影響で、市税などの納付が困難な方からの納付猶予や分割納付の相談を受け付けています。

詳しくは、市公式ウェブサイトをご覧ください



令和3年度保険料(税) 『仮徴収』のお知らせ

令和3年度の国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料について、これまで特別徴収(年金からの天引き)により納めていただいた方や、新たに年金から天引きすることが可能となった方を対象に、4月から『仮徴収』を行います。

- 仮徴収時期** 4・6・8月
- 仮徴収額(一回当たり)**
- これまで年金から天引きされていた方：2月の年金から天引きされた保険料(税)額と同じ額
 - 新たに対象となった方：令和2年度の保険料(税)を元に算出した暫定金額
- 本徴収について
- 国民健康保険税は6月、介護保険料・後期高齢者医療保険料は7月に正式な金額を決定し本徴収時期である10・12・2月に年間保険料(税)額から仮徴収額を除いた額を天引きします。
- 問** 国民健康保険G (☎051771)、高齢・介護G (☎055720)、年金・長寿医療G (☎052137)

スマートフォンで 市税などを納付できます

4月1日から、スマートフォン決済アプリ(PayPay、LINEPay)で、市税や保険料などを納付できます。

自宅でも納付可能ですので、ご利用ください。

納付方法

1. アプリを起動する
2. 納付書のバーコードを読み取る

問い合わせ 税務グループ (☎051155)